

所沢市河川浄化団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、河川浄化事業を自主的に推進する市民団体（以下「河川浄化団体」という。）の当該活動に対して補助金を交付するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付については、所沢市補助金等交付規則（昭和55年規則第20号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「河川浄化事業」とは、次に掲げる活動等をいう。

- (1) 河床及び河川敷の清掃活動
- (2) 家庭排水の浄化に関する広報活動
- (3) 河川の浄化に関する研修会、講演会等の開催又は出席
- (4) その他河川の浄化に関する活動等

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる河川浄化団体は、次の要件を備えたものとする。

- (1) 市内に設置された団体であること。
- (2) 100人以上で組織されていること。
- (3) 前条第1号に規定する河川浄化事業を年3回以上かつ3年以上継続して行っていること。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、第2条各号に掲げる河川浄化事業の実施に要する経費とし、補助額は、1団体につき10万円を限度として、予算の範囲内で市長の定める額とする。

(他の補助制度との関係)

第5条 この要綱による補助は、河川浄化事業について他の制度の補助金を受ける場合は、適用しない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。